

康徳二年三月

農業水利事業保護取締ノ件（部令案）

農務司

農業水利事業保護取締ノ件

説明書

近時灌漑排水等ノ農業水利事業處々ニ企圖セラルルモ之等ニ對シ統制ヲ加フヘキ準則ナキヲ以テ茲ニ農業水利事業保護取締ノ件ヲ公布セムトス

由來灌漑排水等ノ農業水利事業ハ他ノ灌漑排水其ノ他ニ影響スルトコロ多キノミナラス其ノ設計カ確實ナル技術的根據ヲ有スルヤ否ヤハ企業者ハ勿論多致灌漑排水區域ノ利害ニ關スルコト尠カラス公共ノ利害關係上企業者ノ漫然タル計畫ニ付シ得サルトコロナルヲ以テ茲ニ本令ヲ公布シ土地ノ農業上ノ利用増進ヲ目的トスル灌漑排水等ノ農業水利事業ハ實業部大臣ノ許可事項トシ以テ之カ保護統制竝取締ニ當ラムトス

第六條 許可ヲ受ケタルモノ工事ニ着手シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ

第七條 工事竣功シタルトキハ直ニ之ヲ届出テ検査ヲ受クヘシ但シ輕易ナル工事ニ付テハ検査ヲ省略スルコトアルヘシ

第八條 不可抗力其ノ他正當ノ事由ニ因リテ許可セラレタル期日迄ニ事業ニ着手又ハ事業ヲ竣功スルコト能ハサル爲延期ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ具シ期日前ニ延期ヲ出願スヘシ

第九條 左ノ場合ニ於テハ實業部大臣ハ許可ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ既設工作物ノ改築除却及現狀回復ヲ命シ又ハ設計ノ變更若ハ必要ナル設備ヲ命スルコトアルヘシ

一 本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 不正ノ手段ヲ以テ本令ニ依ル許可其ノ他ノ處分ヲ受ケタルトキ
三 事業施行方法若ハ施行後ニ於ケル管理方法カ公害ヲ生スルノ虞アルトキ

四 公益ノ爲必要アリト認ムルトキ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ六月以下ノ拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條ノ許可ヲ受ケスシテ事業ヲ施行シ又ハ不正ノ手段ヲ以テ許可ヲ受ケタル者

二 第四條、第五條第一項、第六條乃至第八條ノ規定ニ違反シタル者

三 第五條第二項、第九條ニ依ル處分ニ違反シタル者
前項ノ規定ハ法人ニアリテハ其ノ代表者ニ適用ス

第十一條 一事業地ノ面積千天地ヲ超エサル事業ニ對スル本令ニ依ル處分ハ省長之ヲ行フコトヲ得

但シ事業區域二以上ノ省ニ亘ル場合ハ此ノ限りニ在ラス

省長前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨實業部大臣ニ報告スヘシ

第十二條 本令ニ於テ省長ニ關スル規定ハ北滿特別區ノ區域ニ在リテ
ハ北滿特別區長官特別市ノ區域ニ在リテハ特別市長ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス